

## 福井市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に係る事務処理要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第五章の規定に基づく居住安定援助賃貸住宅事業の認定等の事務を適切かつ円滑に処理するために、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共管省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （事務分担等）

- 第2条 この事業に係る各種申請および届出（以下「各申請等」という。）の受領ならびにそれらに関する通知は、住宅政策課が行うものとする。
- 2 各申請等に関する内容の審査は、住宅部局、福祉部局およびその他関係部局の所属（以下「関係所属」という。）が、それぞれの所管事項に応じて分担して行うものとする。
- 3 この事業の実施に係る指導および監督は、関係所属が、それぞれの所管事項に応じて連携して行うものとする。
- 4 その他、この要綱の定めのないものは関係部所属が協議の上行うものとする。

### （認定の通知）

第3条 法第43条第1項の規定による法第40条第1項の認定を受けた者（以下、「認定事業者」という。）への通知は、居住安定援助計画認定通知書（様式第1号）により行うものとする。

### （認定の基準に適合しない旨の通知）

第4条 市長は、居住安定援助計画が法第41条各号の基準に適合しないと認めるときは、居住安定援助計画の認定基準に適合しない旨の通知書（様式第2号）により認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）へ通知するものとする。

### （認定を受けることができない旨の通知）

第5条 市長は、申請者が法第42条各号のいずれかに該当する場合は、居住安定援助計画の認定を受けることができない旨の通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

### （居住安定援助計画の変更）

第6条 法第44条第2項の規定により準用する法第43条第1項の規定による変更の認定を受けた者への通知は、居住安定援助計画の変更認定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 前2条の規定は、法第44条第1項の変更の認定について準用する。

（専用賃貸住宅の目的外使用）

第7条 市長は、共管省令第32条の規定による専用賃貸住宅の目的外使用の申請を承認したときは、専用賃貸住宅の目的外使用に係る承認通知書（様式第5号）により認定事業者へ通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、法第56条第3項の規定による認定事業者であった者への通知は、居住安定援助計画の取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

様式第 1 号（要綱第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

認定事業者 殿

福井市長 印

### 居住安定援助計画認定通知書

年 月 日付で申請のあった標記計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 41 条の規定に基づき認定したので、同法第 43 条第 1 項の規定に基づき通知します。

#### 記

1 認 定 年 月 日

2 認 定 番 号

3 住 宅 の 名 称

4 住 宅 の 所 在 地

様式第2号（要綱第4条関係）

第 号  
年 月 日

認定事業者 殿

福井市長 印

## 居住安定援助計画の認定基準に適合しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画について、下記の理由により居住安定援助計画の認定の基準に適合しないと認められるため通知します。

### 記

1 住 宅 の 名 称

2 住宅の所在地

（理 由）

（教 示）

- 1 この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井市を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井市を代表する者は福井市長となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第3号（要綱第5条関係）

第 号  
年 月 日

認定事業者 殿

福井市長 印

## 居住安定援助計画の認定を受けることができない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画について、下記の理由により認定を受けることができないので通知します。

### 記

1 住宅の名称

2 住宅の所在地

（理 由）

（教 示）

- 1 この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井市を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井市を代表する者は福井市長となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第 4 号（要綱第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

認定事業者 殿

福井市長 印

### 居住安定援助計画の変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）の変更について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 44 条第 2 項において準用する同法第 41 条の規定に基づき認定したので、同法第 44 条第 2 項において準用する同法第 43 条第 1 項の規定に基づき通知します。

様式第 5 号（要綱第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

認定事業者 殿

福井市長 印

### 専用賃貸住宅の目的外使用に係る承認通知書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 32 条の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画（第 号）に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 50 条第 1 項の承認をしたので通知します。

様式第6号（要綱第8条関係）

第 号  
年 月 日

認定事業者 殿

福井市長 印

## 居住安定援助計画の取消通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第 項の規定により、下記の居住安定援助計画の認定を取り消したので、同条第3項の規定に基づき通知します。

### 記

- 1 認定を取り消した住宅の名称 ほか
- 2 認定を取り消した住宅の所在地 ほか
- 3 取 消 前 の 認 定 番 号 第 号
- 4 取 消 前 の 認 定 年 月 日 年 月 日
- 5 認 定 取 消 の 理 由

### （教 示）

- 1 この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井市を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井市を代表する者は福井市長となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならぬこととされています。